

申告は早めよう！

住民税の住宅ローン控除

税務課町民税係 2152

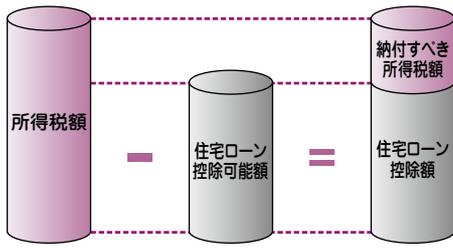
住宅をローンで購入した方で、次に掲げる要件を満たした場合には、平成20年～28年度分の住民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)を受けることができます。詳細は次のとおりです。

◎軽減内容

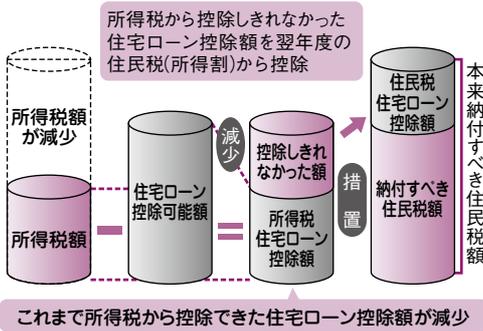
税源移譲により、平成19年1月から所得税(住宅ローン控除前)が減り、所得税から受けられる住宅ローン控除額が今までよりも少なくなる場合があります。その経過措置として所得税から控除しきれなかった部分について翌年度

の住民税(所得割)から控除されます。(図参照)

税源移譲前



税源移譲後



対象者

次の要件すべてを満たす方

- ①すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
- ②平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方
- ③税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額が発生した方

計算方法

住民税の住宅ローン控除額

下記(1)または(2)のいずれか少ない金額から税源移譲後の税率で算出した前年分所得税の住宅ローン控除額を差し引いた金額

- (1)住宅借入金等特別税額控除可能額
- (2)税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

◎申告手続と申告期限

控除を受ける年の3月15日(平成21年は3月16日)までに、その年の1月1日現在お

住まいの市区町村に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

なお、確定申告をする場合は、確定申告書と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書の提出をしてください。

※住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるためには、毎年、控除申告書の提出が必要となります。

なお、「給与所得者で確定申告をしない方」と「確定申告をする方」では、提出する申告書の様式が異なりますのでご注意ください。

◎必要書類と提出先

▼給与所得者で確定申告をしない方

- ①「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)
- ②源泉徴収票(平成20年分)

↓伊奈町役場 税務課へ提出

▼確定申告をする方
「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」(確定申告書を提出する納税者用)

↓確定申告書とともに税務署へ提出

確定申告をされる方は、所得税の住宅ローン控除申告書および年末残高証明書により所得税の確定申告書を作成し、それを基に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を作成し、確定申告書と一緒に提出してください。

※「住宅借入金等特別税額控除申告書」は税務課窓口を用意してあります。町ホームページからダウンロードも可能です。

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>

(申告書には確定申告書を提出しない納税者用、確定申告書を提出する納税者用の2種類ありますので、該当する方をご利用ください。)

CHECK!

平成19年以降に入居した場合は「住民税住宅ローン控除」の適用はありません

平成19年以降入居された方は、新たに所得税の住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所管の税務署にお問い合わせください。

(「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制となっています。)

【参考】

※給与所得者で確定申告をしない方
平成20年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」(右記見本のA欄)が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」(右記見本のB欄)より大きい場合、住民税の住宅ローン控除の対象となる可能性があります。

見本

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

項目	金額	備考
給与所得		
源泉徴収税額		
住宅借入金等特別控除可能額		A
住宅借入金等特別控除の額		B

所得税の還付申告はお早めに

上尾税務署では1月5日から受け付けています

年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

※手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票と各種領収書、証明書など必ず原本をご用意ください。

●医療費控除

あなたがご自分やご家族(同一生計)の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき

(ただし、支払った医療費に對し、健康保険や生命保険などで補てんされた額は除く)

●会社などを中途退職した方
平成20年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

＜還付申告の受付＞

上尾税務署では1月5日から還付申告書の提出が出来ます。

また、町でも次の日程で受け付けます。ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは、受け付けできませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時

2月5日(木)・6日(金)

9時～15時30分

場所

役場3階第1会議室

☎ 税務課町民税係 2115

2または、上尾税務署個人課
税部門(申告案内窓口) ☎ 77011800 自動音声案内

上尾市大字西門前577

(お願い)上尾税務署では、確定申告書等についてはご自分で作成し、郵送等で提出していただく自書申告または電子申告をお願いします。

2月22日・3月1日の日曜日も上尾税務署にて



確定申告の相談
申告書の受付
を実施します

上尾税務署では、今年(平成27年)の確定申告期間中は、平日以外で

も、2月22日・3月1日の日曜日に限り、税務署において確定申告の相談・申告書の受付を行います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

☎ 上尾税務署個人課税部門
(申告案内窓口) ☎ 77011800 自動音声案内

無料税務相談

～関東信越税理士会～

日時 2月2日(月)～13日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

※2月5日は研修のため相談を受け付けられない場合あり
場所 最寄りの各税理士事務所

対象 ①年金受給者(年金収入が600万円以下)②給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受けようとする方③平成20年中の退職者④年末調整が済んでいない方

☎ 電話で関東信越税理士会上尾支部 ☎ 776-8777、FAX 776-83222
または最寄りの税理士事務所へ

受付時間…9時30分～16時

町民コメント制度 みなさんからの意見を募集します

このたび「伊奈町水道ビジョン(案)」の策定にあたり、これらの計画を公表し、皆様からの意見を次のとおり募集します。

募集期間 1月5日(月)～2月4日(水)まで

意見の提出者の範囲 町内在住、在勤、在学の方、町内に事務所または事業所を有する方

公表方法 水道課および図書館での閲覧

※町ホームページでもご覧いただけます。

http://www.town.saitama-ina.lg.jp

提出方法 計画名、住所、氏名、電話番号を記入し意見を

添えて、役場へ持参、郵便、ファックス、または電子メールでお送りください。
※いただいた意見に対する町の考え方等については、町ホームページおよび担当課で一括公表します。

提出先

(1)郵便 〒362-8517 伊奈町

大字小室9493番地 伊奈町役場 住民相談室

(2)ファックス 048-721-2136

(3)電子メール soudan@town.saitama-ina.lg.jp

(4)直接持参

役場2階 住民相談室

【計画(案)の内容についての
お問合せ先】

水道課 ☎ 721-5555

国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

の納付額確認書を送付します

①国民健康保険税、②介護保険料、③後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

平成20年中の納付額を記載した「納付額確認書(社会保険料控除用)」を、1月中旬に納付義務者あてに送付します。なお、この確認書には特別徴収(年金天引)分は含まれていませんので年金支払機関から送付される源泉徴収票等で確認をしてください。

- ☎ ①住民課国民健康保険係 ☎ 2116
②福祉課介護保険管理係 ☎ 2124
③福祉課医療係 ☎ 2129